

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁 大崎市社会福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] が平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで提起した保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

大崎市社会福祉事務所長が平成24年1月26日付け大崎社第75411号で審査請求人に対してした保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

大崎市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成24年1月26日付け大崎社第75411号で審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対してした保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

以下の理由により、本件処分は、違法又は不当である。

- (1) 処分庁は、却下の理由として請求人が調査を拒否したためとしているが、請求人についての保護の決定に当たり処分庁が実施した立入調査（以下「本件調査」という。）を拒否した覚えはない。
- (2) 処分庁から本件調査の具体的内容の説明はなかった。
- (3) [REDACTED]
[REDACTED]

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に処分庁に対して、生活保護を申請したこと。
- (2) 処分庁は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に請求人宅を訪問し、本件調査を開始したこと。
- (3) 処分庁は、本件調査の際、請求人から [REDACTED] と言われたため、本件調査を拒否されたものと判断し、本件調査を中止したこと。
- (4) 処分庁は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に、ケース検討会議を開催し、請求人に本件調査を拒まれ、請求人の世帯の生活状況等の把握ができないため、請求人から提出された生活保護申請の却下

を決定したこと。

- (5) 処分庁は、請求人に対し、平成24年1月26日付け大崎社第75411号で本件処分について通知したこと。
- (6) 請求人は、本件処分を不服として、平成24年 月 日付けで本件審査請求を行ったこと。

2 判断

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第28条第1項では「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる」と規定されており、また、同条第4項では「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる」と規定されている。

- (2) また、「生活保護別冊問答集2011」問13-37によれば「調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきではない。なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第4項に基づき申請却下等の措置をとることとなる」とされている。

- (3) 上記(1)及び(2)を踏まえ、本件審査請求を検討する。

処分庁は、法第28条第4項の規定に基づく本件処分に至った理由として、弁明書において、平成 年 月 日に請求人宅で調査を行った際、本件調査の途中で請求人から 本件調査の続行は不可能と判断し、請求人に日を改めた方がよいか尋ねたところ ことから、明らかな調査拒否があったと認識していると主張している。このことについては、請求人は反論書において、本件調査の際、 ことは認めている。

- (4) しかし、処分庁から提出されたケース記録票によると、処分庁は、平成 年 月 日の本件調査以降、 月 日にケース検討会議を開催するまでの間、請求人に対して再訪問、電話、手紙等の連絡を行っていないことが認められる。そして、処分庁は、本件調査時における請求人の態度のみをもって請求人が本件調査を拒否したものと判断したことが認められる。

上記(2)によれば、保護の実施機関は要保護者に対し、調査が必要な理由等の説明を懇切丁寧に行ってもなお拒否されたのであれば、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるものとし

て、保護申請を却下してもやむを得ないといえるが本件処分は、請求人の協力が得られるよう、処分庁が請求人に対して本件調査が必要な理由等を懇切丁寧に説明することなくなされたものであると認められ、本件処分に至るまでの調査及び検討が不十分であったものといわざるを得ない。

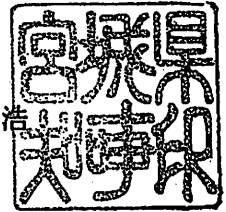
(5) したがって、本件処分はその理由に妥当性があるとは認められず、取り消すのが妥当であると判断する。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は不当な処分であり、請求人の主張には理由があるものと認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成24年4月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩